

人間環境学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

平成31年4月24日 人間環境学府教授会
令和6年3月6日 一部改正

1. 相談体制・合理的配慮要望書の作成・提出（流れ図①②③）

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室に相談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」を作成し、学生支援課に提出する。

2. 人間環境学府における合理的配慮の協議（流れ図④⑤⑥）

学生支援課から合理的配慮要望書を受理した人間環境学府学生担当係（人文社会科学系事務部学務課、以下「学務課」）は、人間環境学府教務委員会に配慮内容の検討を依頼する。人間環境学府教務委員会より検討結果の報告を受けた人間環境学府長（以下、「学府長」という。）は配慮内容を決定する。

・要望した学生が他学府所属の場合は、学生の所属学府学生係と情報共有に努める。

3. 配慮内容の通知（流れ図⑦⑧⑨）

学務課は、学府長名義で「合理的配慮依頼文（様式2）」を作成し、担当教員へ送付するとともに、「合理的配慮依頼文」の写しを学生支援課に送付する。また、担当学生係は、学府長名義で「合理的配慮通知文（様式3）」を作成し、学生へ送付する。

4. 配慮の実施（流れ図⑩⑪⑫）

担当教員は、配慮の具体的内容について学生と建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）による相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施するものとする。

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、学務課と協議する。

また、担当教員は、必要に応じて専攻・コースと情報共有及び協議をしながら、学生に個別対応をする。

5. 人間環境学府のみで対応が困難な事案の報告相談（流れ図⑬⑭⑮⑯）

人間環境学府のみで対応が困難な事案については、人間環境学府長は障害支援推進担当理事（学生支援課）に相談する。人間環境学府長は、障害支援推進担当理事より決定した配慮内容等の通知を受け取る。

6. 不服申立

学生は、監督責任者が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

7. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室は、適宜、相談に応じるものとする。

＜教育学部・人間環境学府における 障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ＞

